



基本的な考え

『いじめの定義』

(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

『いじめを防止するための基本的な考え方』

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも、また学校に限らず、どこにおいても起こる可能性があるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われ発見しにくいことが多く、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、判断する。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめ防止に向けた取り組み

- 教職員がいじめを絶対に許さないという確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるための研修会等を計画的に行う。
- いじめを防止することの重要性を再確認し、ネットを通して行われる事例についても、効果的に対処できるよう、生徒指導だより「たじりっ子」等を通して、保護者や地域への啓発と協力を求める。
- いじめの未然防止、並びに早期発見・早期対応のための学校の取組状況を定期的に評価し、改善していく。

いじめの未然防止のための取り組み

- (1) 分かる授業づくり（すべての児童が参加・活躍できる授業）
- (2) 親和的な学級集団づくり（話し合い活動の充実、居場所づくり）
(コミュニケーション力の向上)
- (3) 体験活動の充実（豊かな体験活動の設定）
- (4) 配慮が必要な児童への適切な支援（個別対応の充実）
- (5) いじめに正面から向き合うための人権教育、道徳教育の推進
(一人一人のよさや違いを認め合える学習)
(規範意識を高めるための学習)
- (6) 相談体制の充実
(スクールカウンセラー・教育相談員等の活用)

いじめの早期発見

- (1) 児童観察（いじめ発見チェックリスト）及び職員会議等での情報の共有
- (2) 特に配慮が必要な児童について、個々の特性を踏まえた適切な支援と対応
- (3) 生活アンケートの実施（毎月第2週実施）
- (4) 個人面談（6月と11月に教育相談月間の設定）
- (5) ハイパーQ Uによる学級生活状況調査
- (6) 教育相談員・スクールカウンセラーとの連携
- (7) 保護者・地域・関係機関との連携

いじめが発生したら

いじめへの早期対応

- ※ 教職員は、他の業務に最優先していじめ事案に対応する。
 - ※ いじめの情報を認知した教職員は、情報の共有化を図る法的義務がある。
- (1) いじめを発見・相談を受けた時は、まず被害児童や情報提供者の安全を確保するとともに管理職にすぐに報告する。
 - (2) いじめ防止対策委員会を開催し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、対応方針を決定する。
 - (3) 被害児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携した対応を図る。
 - (4) いじめをやめさせ、その防止をするため、被害児童・保護者に対する支援と、加害児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。（3ヶ月を目安に継続観察し、止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認し、いじめ解消の判断をする）
 - (5) 被害児童が安心して学校生活を送れるようにするために、必要があると認める時は、加害者について別室等において一定期間学習を行う等の措置を講ずる。
 - (6) **重大事態**が発生した場合は、学校は速やかに教育委員会に報告し、連携して対応に当たる。（別表1参照）

家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- (1) 茨城県いじめの根絶を目指す条例や田尻小いじめ防止基本方針、いじめの実態の情報提供を行い、保護者や地域の理解を得て、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、緊密な連携協力を図る。
- (2) 学校、PTA、中学校区連絡協議会等がいじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりする等、地域ぐるみの防止対策を効果的に推進する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、警察と連携して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

STOP! いじめ

いじめ防止対策委員会

(別表2参照)

学校長 副校長 教頭 教務主任 生徒指導主事
学年主任 養護教諭 関係職員（担任 特別支援教育主任等）
スクールカウンセラー

「いじめ防止対策推進法第22条」の規定により、校内にいじめ防止対策委員会を設置し、基本方針等の徹底を図る。この委員会を中心に、全教職員の一致協力体制を確立し、いじめ防止等に組織的に対応する。

重大事態への対応

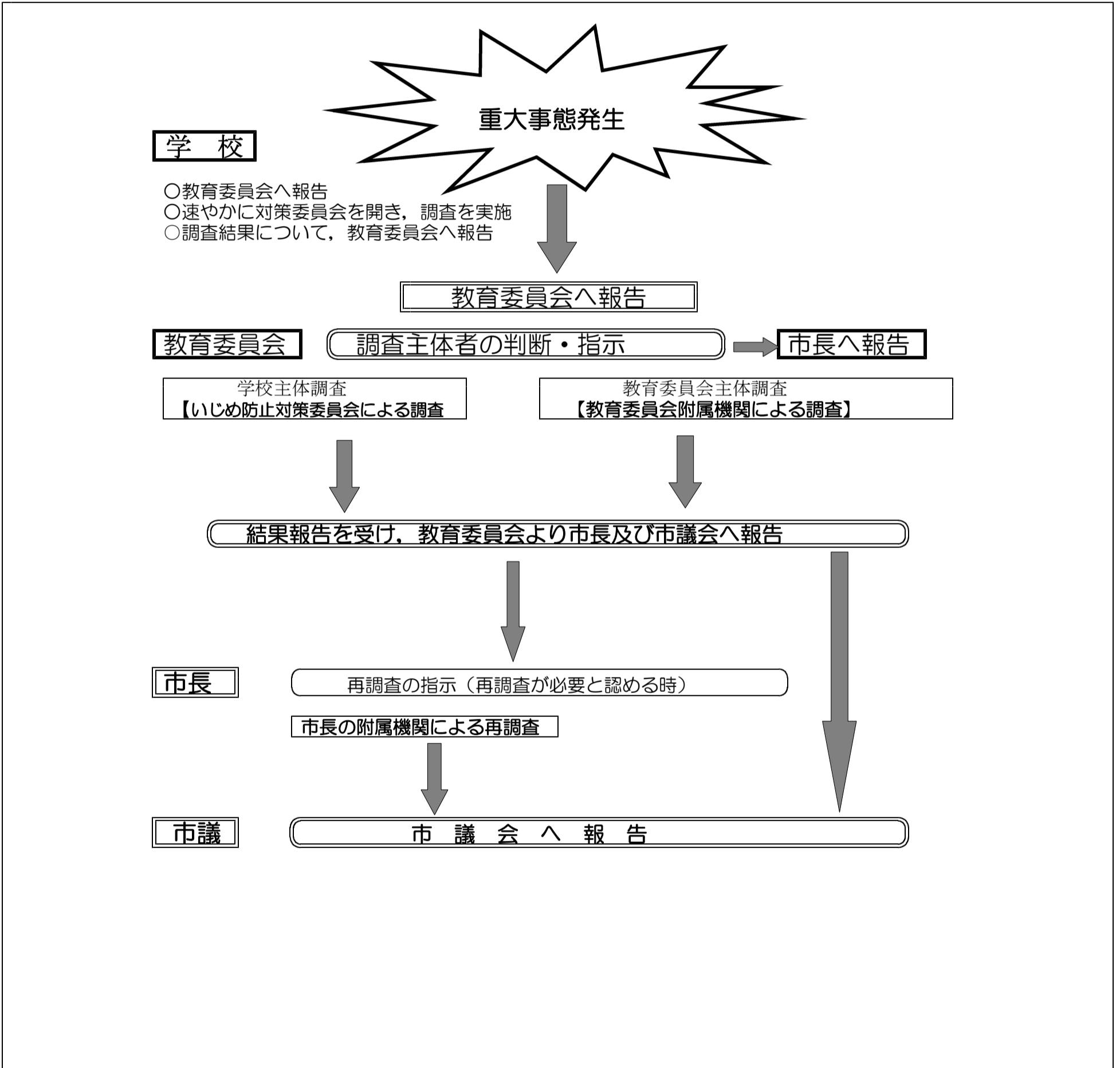
○重大事態とは

【いじめ防止対策推進法第28条】

該 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態への対応の流れ



いじめ防止対策委員会の設置とその役割

1 設置

- 法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）を設置する。（平成26年4月1日より）

2 構成

- 対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長，副校長 教頭，教務主任，生徒指導主事，学年主任 養護教諭 関係職員（担任，特別支援教育主任等），スクールカウンセラー
--

※ 事案の状況により，関係する教職員等を加える。

※ 必要に応じて，心理や福祉等の専門家（カウンセラー，ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

3 役割

- いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- いじめ事案に対して中核となり，組織的な取組を展開する。
- いじめに関する情報収集，記録，対応の際の役割分担等を行う。
- 重大事態発生の際には，中核となり調査を行う。
- 学校基本方針，年間計画の作成，検証，修正を行う。

4 年間計画

月	主な内容
4月	対策委員会（年間活動方針等の確認） 家庭訪問の充実・情報共有
5月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 児童理解研修 実態調査（アンケート）による教育相談（全児童対象，毎月第2週実施）
6月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 教育相談月間（全児童対象） 実態調査（アンケート）による教育相談
7月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 保護者面談 実態調査（アンケート）による教育相談 職員研修（スクールカウンセラーによる子どもの居場所作り等の研修） 学習相談
8月	対策委員会 人権教育研修
9月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 実態調査（アンケート）による教育相談
10月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 実態調査（アンケート）による教育相談 対策委員会
11月	教育相談月間（全児童対象） 実態調査（アンケート）による教育相談 生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有
12月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 保護者面談
1月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 実態調査（アンケート）による教育相談
2月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 実態調査（アンケート）による教育相談
3月	生徒指導情報交換会による共通理解・情報共有 対策委員会（次年度の構想） 実態調査（アンケート）による教育相談